

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	行田市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/todokede_syomei/my_number/5420.html">https://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/todokede_syomei/my_number/5420.html</a>

執行機関名 行田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	行田市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第17号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行田市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第28号)別表第1 第1の項 行田市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第17号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	行田市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>子ども</u> が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、 <u>子ども</u> に対する医療費の一部を支給することにより、 <u>子ども</u> の <u>保健</u> の向上を図り、もって <u>福祉</u> の <u>増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		行田市子ども医療費支給条例(昭和48年条例第17号) 行田市子ども医療費支給条例施行規則(昭和48年規則第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	行田市子ども医療費支給条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費受給資格の登録の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	行田市子ども医療費支給条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請の対象となる子ども又はその保護者に係る生活保護実施関係情報
事務2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	行田市子ども医療費支給条例第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子ども医療費受給資格の喪失又は登録事項の変更の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	行田市子ども医療費支給条例第3条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報	当該届出の対象となる子ども又はその保護者に係る生活保護実施関係情報
事務3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号	行田市子ども医療費支給条例第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の <u>調整に関する事務</u>	子ども医療費の支給の <u>調整に関する事務</u>

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 イ	行田市子ども医療費支給条例第2条第4号及び第6条、行田市子ども医療費支給条例施行規則第2条第1号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ロ	行田市子ども医療費支給条例第2条第4号及び第6条、行田市子ども医療費支給条例施行規則第2条第2号
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 3 号 ハ	行田市子ども医療費支給条例第2条第4号及び第6条
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

備考	
----	--